

他教科免許状「検定」出願書類

【対象免許状】

- ・所有する中学校又は高等学校教諭普通免許状の教科とは別の教科の免許状・・・別表第4

【出願書類】

- 1 教育職員検定願
- 2 履歴書（職務内容欄は授業担当教科名等を記入）
- 3 学力に関する証明書（開封無効、教員免許出願用のもの）
- 4 当該基礎免許状
（出願する免許状と同校種他教科の免許状の原本又は写し。）
※基礎免許状の写しを提出する場合、両面をコピーし、所属長の原本証明を受けること。ただし、基礎免許状は有効なものであること。期限切れ等により失効した免許状を基礎免許状とすることはできない。
※教員免許状を紛失した場合、授与を受けた都道府県教育委員会発行の教育職員免許状授与証明書を提出すること。ただし、石川県教育委員会授与の免許状で紛失した場合は、免許状の種類、番号、授与年月日、教科名等をできるだけ詳しく記載した書面を提出すれば当教委で原簿を確認するので、授与証明書は不要である。
- 5 誓約書
- 6 戸籍抄本（戸籍個人事項証明書）又は婚姻届受理証明書
（3、4の氏名又は本籍地都道府県名が現在と異なる場合のみ添付。）
- 7 使用料（手数料）納入票
（出願免許状1枚につき、石川県証紙（北國銀行で取扱）5,000円分を、納入票1枚に貼付。
複数の免許状を出願の場合は、出願枚数分の納入票を提出してください。
県外在住者で石川県証紙を購入できない場合は、郵便為替（郵便局取扱）でも可。）
- 8 返信用封筒
（免許状の郵送を希望する場合は、角型2号の返信用封筒に宛先を明記し、切手530円分を貼付したものを同封する。（簡易書留で返送する。））

【備考】

- ・出願書類は1から順に揃えて提出してください。

【問い合わせ・提出先】

〒920-8575

石川県金沢市鞍月1丁目1番地 行政庁舎17階

石川県教育委員会事務局教職員課 免許・法制グループ

TEL：（076）225-1819 FAX：（076）225-1824

様式第 5 号（第 1 2 条関係）

教 育 職 員 免 許 状 検 定 願

年 月 日

石 川 県 教 育 委 員 会 様

本籍地都 道府県名		ふりがな 氏 名	
生年月日	昭和・平成 年 月 日		
連絡先住所 電 話 番 号 携帯電話可	〒 ー 住 所 電話番号（ ） ー		

下記の免許状を授与願います。

免 許 状 の 種 類		教科・領域名（教科は中高・領域は特支のみ）
教諭	免許状	
教諭	免許状	
教諭	免許状	
教諭	免許状	
教諭	免許状	

履 歴 書			
本籍地都道府県名		氏 名	
生 年 月 日	昭和・平成 年 月 日		

卒 業 等 年 月 日	年 月 日 (卒業 修了 退学)
最 終 学 校 名	

免 許 状 の 種 類		教 科	免 許 状 番 号	授与権者
教諭	免許状		第 号	
教諭	免許状		第 号	
教諭	免許状		第 号	
教諭	免許状		第 号	

[illegible]

様式第3号（第11条関係）

誓 約 書

私は、教育職員免許法第5条第1項第3号から第6号までに定める者に該当しないことを誓約します。

教育職員免許法第5条第1項

（3）禁錮以上の刑に処せられた者

（4）第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者

（5）第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者

（6）日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

年 月 日

氏 名

別記様式第 1 号（第 4 条関係）

使用料（手数料）納入票						
申請書、願書等 整理番号	第 号	科 目				
年度・会計	年度 一般会計	款 8	項 2	目 1 1	節 1	附記 1
		金 額		¥5, 0 0 0 -		
		※納人	住所氏名			
※納入理由	検定手数料					

(証紙よりつけ欄)

注意

- 1 証紙よりつけ欄に証紙をはり付け、欄が不足するときは裏面を利用してください。
- 2 ※印箇所は、納入が記入してください。
- 3 国の収入印紙と混同しないでください。
- 4 自己の印章等で書印しないでください。
- 5 証紙は、北国銀行本支店のほか、証紙売りさばき人からお求めください。

